

大子町と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携に関する協定書

大子町（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の連携を強化し、地域の活性化、魅力あるまちづくりの推進及び住民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる事項を連携して取り組むものとする。

- (1) 地域経済活性化に関すること。
- (2) 観光・農業の振興に関すること。
- (3) 空き家対策に関すること。
- (4) 鳥獣害対策に関すること。
- (5) 防災・減災に関すること。
- (6) 健康増進に関すること。
- (7) スポーツ振興に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地方創生の実現又はSDGsの推進に資すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施・促進するため、必要に応じて協議を行い、具体的な取組内容、実施方法、費用負担等については別途取り決めるものとする。

3 乙は、第1項各号に掲げる事項の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した情報について、第1条に規定する目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 相手方から受領したときに既に公知となっていたもの、又は相手方から受領後、自らの故意若しくは過失によらずして公知となったもの
- (2) 相手方から受領したときに既に保有していたもの、又は相手方から受領後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
- (3) 法令により開示を求められたもの

2 本協定が第5条に規定する有効期間の満了により効力を失った後も、また同様とする。

(協定の解除)

第4条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、又は報道等により該当する蓋然性が高いと一般的に認められる場合には、相手方は何らの催告を要せず本協定を解除することができる。なお、甲及び乙が本条の規定により本協定を解除した場合、解除された相手方に損害が生じても解除した当事者は賠償責任を負わない。

- (1) 甲又は乙の役員、実質的に経営に関与する者、従業員等（以下「役職員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等といった反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である、又は反社会的勢力であった場合
- (2) 甲又は乙の役職員等が反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、資金若しくは役務の提供等をしている場合又は反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、甲又は乙の役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係をもっている場合
- (4) 甲又は乙の役職員等が、自ら又は第三者を利用して、相手方に対して暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに、甲又は乙のいずれかから本協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができる。

(協議)

第6条 本協定に定めない事項又は本協定の解釈若しくは履行につき疑義を生じた場合は、甲及び乙にて誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとする。

以上、本協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年5月28日

甲 茨城県久慈郡大子町大字北田気662
大子町長 高梨哲彦
乙 茨城県水戸市三の丸2-6-10
三井住友海上火災保険株式会社
茨城支店長 岩井泰輔